

笠岡労働基準監督署における監督実施状況（建設業）

| 年度 | 2 1 | 2 2 | 2 3 | 2 4 | 2 5 | 2 6 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 監督実施 事業場数 | 4 1 | 8 0 | 6 1 | 6 3 | 1 0 2 | 4 3 |
| 違反事業場数 | 1 5 | 4 7 | 3 0 | 4 2 | 6 0 | 3 3 |
| 違反率 | 36.6% | 58.8% | 49.2% | 66.7% | 58.8% | 76.7% |

平成 26 年度は平成 26 年 4 月 1 日から現在まで

【指導した主な内容】

墜落防止措置関係

- ・ 墜落危険箇所に手すり、中さん等を設けていなかった。
- ・ 掘削箇所の周囲に柵等を設けていなかった。
- ・ 足場の設置が困難な箇所での作業で、安全帯を使用していなかった。
- ・ 安全帯のフックを腰より低い位置に掛けていた。

建設機械関係

- ・ 接触の危険のある範囲内に労働者を立ち入らせていた。
- ・ 荷の吊り上げなど主たる用途以外の用途に使用していた。
- ・ 特定自主検査を実施していなかった。

崩壊防止関係

- ・ 配管工事等において、土止め支保工を設けずに、掘削した箇所に労働者を立ち入らせていた。
- ・ 足場の壁つなぎを設けていなかった。

その他

- ・ アーク溶接作業時に防じんマスクを着用していなかった。
- ・ 各種掲示物を掲示していなかった。

【問題点】

- ・ 労働者への安全教育が徹底されていない。
- ・ 社内での水平展開が図られていない。
- ・ 遵法状況の定着が進んでいない。